

CFC税制の見直しに向けた課題

2024年11月20日
経団連経済基盤本部

1. CFC税制によって国際的な事業活動が阻害された事例

➤ M & Aの中止・阻害要因

通常の事業活動であっても租税回避目的とみなされる懸念

- 資本参加免税：日本のCFC税制が適用される可能性
- M&A取引への影響：価格交渉や買収前の組織再編が必要

➤ PMI特例

- 特定関係発生日から原則として二年を経過する日までの条件充足が困難
- 税制改正以前に実施したM&Aについて適用できない

2. グローバル・ミニマム課税とCFC税制の両方への対応により発生している事務負担の実態

- ETR分母分子の計算基礎の違い
 - グローバル・ミニマム課税：個別財務諸表のデータを基礎
 - CFC税制：各社税務申告データを基礎

- 膨大な対象子会社
 - 1,000社超が両制度の対象
 - 異なるデータソース・データポイント&異なる基準で税率や追加税額を計算
 - 現行CFC税制への対応だけで年間延べ工数は3,000時間

- 決算期の差異
 - グローバル・ミニマム課税は3月決算
 - CFC税制では現地事業年度ベースで12月決算

- 実質的な二重課税のおそれ
 - QDMTT導入国においてCFCが適用される場合

- データ収集における共通要素がない
 - 同じツール内でデータ収集を行うよう準備しているものの、**共通できるような要素がほとんど見当たらない**
- 抜本的簡素化は困難
 - **プラットフォームを構築**して省力化した子会社財務データの回収・管理を行いたいが、双方の制度が各々独自のデータポイントに基づき独自の計算方法・ルールを採用している限り、**二重の作業プロセス**
- 大きな負荷軽減は見込めない
- 海外担当者との細かいやり取りが必要
 - ペーパーカンパニー/経済活動基準等の判定に関する**複雑さ**に起因

➤ 第2の柱との関係に伴う共通化

● 共通のデータ基盤を作成してシステムによる対応を模索中

→ GloBEルールとCFCは両者併存するという前提に立つのであれば、国際的に合意されたルールであるGloBEルールにCFCルールを合わせる方向で負担軽減を図ることが望ましい

【丁寧な検討が必要になる具体的論点】

- ✓ 租税負担割合とETRの計算方法
- ✓ 経済活動基準 & 受動的所得と実質ベースの所得除外
- ✓ セーフハーバー・ルール
- ✓ 計算単位（個社－国）
- ✓ トリガー税率

● 特例的な簡便的取り扱いの許容

→ グローバル・ミニマム課税は大企業向けの税制で、CFCは中小でも対象になる可能性

→ 一律ではなく、両方の税制が適用される企業については特例的に簡便的な取り扱いを許容することも一案

- CFC税制のトリガー税率の引き下げ（20%→15%）
 - CFC税制において捕捉すべき租税回避水準の再検討が必要
→ 複雑性緩和の観点も踏まえ、**対象外国関係会社・部分対象外国関係会社のトリガー税率については、15%に引き下げる**ことも一案
- 合算時期の見直し
 - 決算期が異なる場合でも十分な確認・納税手続き期間を確保できるような合算時期の見直し
- PMI特例の見直し
 - 2年要件の大幅な緩和

- 税務調査等におけるリスクを踏まえた対応
 - 租税負担割合20%以上30%未満（令和6年度申告以降は27%未満）の子会社：
能動的所得がある会社についての実務負担を軽減
 - 調査対象子会社の段階的絞り込み：
 - 税務コーポレートガバナンスにおけるリスク・ベース・アプローチ等参照
 - まずは国・地域等のハイレベルな観点から**調査対象子会社を絞り込み**
 - 次に決算書・申告書の提出を求めその内容を確認
 - 詳細な資料提出を求める会社を選択
- 連結納税グループにおける一体判定
 - **連結納税単位での判定**を採用可能とすべき
- リモートワークやホームオフィスの進展を踏まえた経済活動基準の検討
- 申告・提出書類等の簡素化・保存要件化